



「学校給食費の公会計化」に伴う
口座振替手続きについて（お願い）



日頃から学校給食の運営につきましては、ご理解とご協力を頂きありがとうございます。さて、本市では、令和5年4月から、すべての市立小学校・中学校の学校給食費を各学校に代わり、諫早市が徴収・管理する「公会計化※」方式に移行することとなりました。

☆令和5年3月まで



☆令和5年4月から



これに伴い、令和5年4月からの給食費は、原則、**口座振替による徴収**となりますので、以下のとおり、期限までに口座振替のお手続きをお願いします。（中学3年生のお手続きは不要です。）

なお、一度手続きを行うと、中学校卒業までの間、諫早市立学校への進学や転校の際もお手続きの必要はありません。

また、口座振替にかかる手数料は諫早市が負担しますので、保護者負担はありません。

※「**学校給食費の公会計化**」とは？

学校給食費を諫早市の歳入予算・歳出予算に計上し、議会の承認を経たうえで、市長が徴収・管理していくという方法です。現在は、各学校の校長が徴収・管理しています。

1 口座振替のお手続き方法について

「諫早市学校給食費口座振替依頼書」（3枚複写）に必要事項を記入し、届出印を押印のうえ、**3枚全てを配付している封筒に入れて、学校へ提出**してください。

十八親和銀行の口座を振替口座として指定する場合は、WEB（インターネット）によるお手続きが可能です。この場合、配付している口座振替依頼書の提出は不要となります。

詳しくは、封筒の中にある「口座振替のお手続きについて」をご覧ください。

提出期限 令和4年11月11日(金) 厳守



2 口座振替ができる金融機関について

下記の金融機関から選択することができます。ただし、ゆうちょ銀行は指定できません。

【口座振替取り扱い金融機関】

- ①十八親和銀行 ②西日本シティ銀行 ③長崎銀行 ④九州ひぜん信用金庫
⑤たちばな信用金庫 ⑥長崎三菱信用組合 ⑦九州労働金庫 ⑧長崎西彼農業協同組合
⑨長崎県央農業協同組合 ⑩九州信用漁業協同組合連合会（JF マリンバンク九州信漁連）

3 令和5年度に諫早市立の小・中学校以外に進学や転校を予定している方

令和5年度に、諫早市立の小・中学校以外に進学や転校を予定している場合は、口座振替のお手続きをしていただく必要はありません。

ただし、進学等の予定が変更となり、諫早市立の小・中学校に通学することになった場合は、速やかに口座振替のお手続きを行ってください。この場合、口座振替のお手続きは、各個人が金融機関に直接出向いてのお手続きとなりますのでご了承ください。

4 学校給食費について



保護者の皆様には、学校給食の食材費相当分を学校給食費としてご負担いただきます。学校給食の実施に必要な運営経費は、これまで同様、全て市が負担いたします。

令和5年度の1食あたりの単価や徴収月額、徴収月などにつきましては、決定次第お知らせいたします。

5 学校給食費の公会計化に関するQ&A



Q1 現在も口座振替で給食費を支払っていますが、新たに手続きが必要ですか。

A1 諫早市が口座振替を実施するため、全員、お手続きが必要となります。
(現在の口座振替は各学校が行っており、振込手数料は保護者負担となっています。)

Q2 子どもが2人以上いる場合、口座振替の手続きはそれぞれ必要ですか。

A2 児童・生徒ごとに、それぞれお手続きが必要です。

Q3 口座振替の手続きをしない場合、どのようにして支払うのですか。

A3 保護者あてに納付書をお送りしますので、金融機関窓口でお支払い頂きます。
口座振替のお手続き完了まで1月以上かかりますので早めにお手続き願います。

Q4 公会計化後は、学校に現金を持参して給食費を支払うことはできないのですか。

A4 諫早市が給食費を徴収しますので、学校で支払うことはできなくなります。

Q5 就学援助や生活保護を受給している場合、口座振替の手続きが必要ですか。

A5 就学援助や生活保護を受給している場合でも、手続きを行ってください。

「学校給食費についてのQ&A」については、準備ができ次第、ホームページへ掲載いたします。

【お問合せ】 諫早市教育委員会 教育総務課 電話 22-1500